

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第170回定例会・会議録

日時 平成29年8月2日(水) 18:30~20:50
場所 柏崎原子力広報センター 2F研修室
出席委員 相澤、石川、石坂、石田、桑原、三宮、須田、高桑、高橋、
竹内、田中、千原、西巻、町田、三井田、宮崎、山崎、吉田
以上 18名
欠席委員 入澤
以上 1名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
平田所長
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 日野所長
新潟県 原子力安全対策課 須貝課長 倉島副参事 中村主査
柏崎市 小黒危機管理監
防災・原子力課 関矢課長代理 砂塚主任 目崎主事
刈羽村 総務課 太田課長 野口主事
東京電力ホールディングス(株) 設楽発電所長 須永副所長
森田副所長
佐藤リスクコミュニケーター
太田原子力安全センター所長
長谷川放射線安全部長
長原防災安全部長
水谷建築(第一)GM
武田土木・建築担当
山本地域共生総括GM
徳増地域共生総括G
(本社) 栗田立地地域部部長
高橋リスクコミュニケーター
(新潟本部) 中野新潟本部副本部長

ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 松原事務局長
石黒主事 坂田主事

◎事務局

ただ今から「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第 170 回の定例会を開催いたします。

それではまず、本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。事務局からは本日の「会議次第」、そして「座席表」、「委員からの質問・意見書」。そして 7 月 22 日土曜日ですけれども実施しました、発電所見学の概要になります。

オブザーバーからの資料を確認させていただきます。原子力規制庁そして資源エネルギー庁から、「前回定例会以降の動き」に関する資料が届いております。

新潟県からは 4 種類の資料が届いております。「新潟県の原子力防災の現状」、そして、「前回定例会以降の動き」、「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針策定時の課題」、そして最後になりますけれども、「新潟県広域避難の行動指針」、この 4 種類でございます。

柏崎市からは、「原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画 平成 27 年 12 月版」が届いております。

あと最後になりますけれども、東京電力ホールディングスからは 6 種類資料が届いております。一つ目が、「前回定例会以降の動き」、そして「廃炉・汚染水対策の概要」、3 つ目が「免震重要棟問題を踏まえた改善策の実施に関する報告」資料になります。4 つ目が、「委員さんへの質問回答」というかたちになりますし、5 つ目が「柏崎刈羽原子力発電所における使用済み燃料の保管状況」に関する 1 ペーパーになります。最後あの 6 種類目でございますけれども、漫画の PR 紙ということで、都合 6 種類の資料が届いております。ご確認の程よろしくお願ひいたします。不足等ありましたら事務局までお申し出ください。よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。それでは、これからの議事につきましては会長からお願ひいたします。桑原会長、よろしくお願ひいたします。

◎桑原議長

皆様、こんばんは。お疲れ様でございます。

それでは、第 170 回の定例会を始めさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、「前回定例会以降の動き」ということで、東京電力ホールディングスさん、原子力規制庁、資源エネルギー庁、新潟県、柏崎市、刈羽村の順で説明をお願ひをしたいと思います。いつものとおり委員さんからのご意見・質問等は刈羽村さんまでの説明が終わりましたらお受けしたいと思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、初めに東京電力さんよりお願ひします。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、発電所の須永でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

説明の前に、所長の設案からひと言申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

◎設案発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の設案でございます。お時間をいただきましてありがとうございます。

先月の 22 日に、お忙しい中、当発電所をご視察いただきまして本当にありがとうございます。

した。

最近のトピックスとしまして私から2点お話をさせていただきたいと思います。1点目は、新しく就任しました社長の小早川が、7月25日に、新潟県知事、それから柏崎市長、刈羽村長のところに訪問させていただきました。市長、村長のところに、私も同行させていただき、その際に、櫻井市長からは、既に皆さんご存知のように、6、7号機の再稼働の条件として、2年以内に1～5号機のいずれかの廃炉計画を示してほしい、とのお話をいただいております。その時、社長からは、まずはしっかりと意見交換を重ねていきたいということをお伝えさせていただいているところでございます。

2点目ですが、先月の27、28日両日に、田中原子力規制委員長による、発電所員の意識調査が実施されました。限られた時間ではありましたが、今回の調査、ヒアリングを通じまして、委員長とも意見交換ができ、当社の考え、それから今実施しております取組みを伝えられたらと思っております。今後も様々な機会をとらえまして丁寧に発電所の状況をお伝えしてまいりたいと思っております。引き続き、地域の会の皆様からは忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうもお時間ありがとうございます。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

自分事になりますけれども、来月の1日付をもちまして異動となりました。本日が最後の定例会ということになりますけれども、本当に皆様には、大変お世話になりました。本日後任の森田が来ておりますので、一言申し上げたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

「第170回地域の会の定例会資料」と中央に記載されておりまして、右上に、「東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所」と記載してございます資料をご覧ください。またいつものとおり、右下に、ページが振ってございますのでそちらを参照していただければと思います。

まず、不適合関係について説明させていただきます。7月5日付の2点につきましては、前回の定例会で説明させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

まず1点目についてですが、ページの右下の7ページをご覧ください。これは、2号機原子炉建屋内、こちらは管理区域の中でございましたが、防火壁の貫通部の防火処置未実施について、ということでございます。

7月11日でございますが、2号機の原子炉建屋の地下1階及び5階の階段室において、防火区画として設定している壁の貫通部に防火処置が施されていない箇所が2か所ございました。8ページと9ページに写真を掲載してございますのでご覧いただければと思います。状況調査を行った結果、当該貫通部の状態は建築基準法に抵触すると判断いたしました。その後の対応について、こちらは16ページをご覧ください。この資料につきましては、7月21日に公表してございます。この当該貫通部については、7月19日にモルタルにて補修を行いまして防火処置を完了しております。今後、他の号機を含めまして10月末までを目途に防火区域における防火処置未実施個所の有無を点検することとしまし

て、結果につきましては別途取りまとめて公表していくつもりです。是正が必要な箇所につきましては、適切に防火処置を行ってまいります。

次の不適合ですが、けが人の発生についてです。12 ページと 13 ページをご覧くださいければと思います。まず 12 ページでございますが、7 月 12 日の大湊側高台、これは屋外にあります。地質調査ボーリング作業に従事していた協力企業の作業員がボーリングロッドのつり上げ治具と固定治具に左手の中指を挟まれ負傷したという事例でございます。

13 ページでございますけれども、7 月 21 日、屋外の車両検査場において入構車両の検査作業に従事していた協力企業の作業員が検査対象の車両のドアを閉める際に左手の薬指を挟んで負傷したという事象でございます。いずれの事例をも踏まえまして、作業に従事する関係者に事例を周知いたしまして注意喚起を行うと共に、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

次ですが、ちょっと資料にはございませんが、冒頭、所長の設楽から話がございました、新経営陣が 7 月 25 日、米山新潟県知事、櫻井柏崎市長、品田刈羽村長を訪問してございます。また、規制委員会の田中委員長が安全に関する意識調査の為ということで 7 月 27 日と 28 日に当発電所に来所してございます。

以上、前回定例会以降の公表について説明させていただきました。

資料がちょっと変わるのですが、別綴じで A4 2 枚でございます。≒「免震重要棟問題を踏まえた改善策の実施に関するご報告(8 月分)」という資料をご覧くださいければと思います。

こちらの件につきましては、前回は、前々回も触れさせていただいておりますけれども、当社のコミュニケーション活動について報告させていただきまして、ご意見があれば委員の皆さんから頂戴したいという趣旨のものでございます。

今回は原子力発電所の状況などについて、漫画シリーズで、簡潔に説明いたしまして、日常生活の中にある漠然とした不安や疑問に対して回答することといたしました。

1 枚めくっていただきまして、もう 1 点でございますけれども、これは戸別訪問の関係でございますが、地域の方からどこの町内をいつからまわるのかわからない、というようなご意見をいただきまして、各地区の訪問を開始する時期を当発電所の広報誌ニュースアトムでお知らせさせていただきました。

この件は、訪問を実施中であつたことから、このようなかたちとなってしまいましたけれども、今後は、もう少し改良していければいいと考えているところでございます。改善策の実施に関します報告は以上でございます。

また、今ほど説明させていただきました漫画シリーズの 4 号を配布させていただいておりますので、お時間がある時にご覧いただければと思います。

この他、「2017 年度の第 1 四半期の決算について」や、毎回添付してございます「安全対策の取り組み状況について」、それから「適合審査の状況について」なども資料として添付してございますので、こちらもお時間がある時にご覧いただければと思います。

最後になりますけれども、前回定例会で竹内委員からご質問がありました「各号機においてあとのくらい使用済燃料を保管できるのか」、「柏崎刈羽原子力発電所を稼働した場

合、あとどのくらいで使用済燃料プールが満杯になるのか」、「6、7号機のみが稼働した場合はあとどのくらいなのか」とのご質問に対しましては、当発電所のご視察の折に、一部の委員の皆様には説明させていただいておりますが、画面に映っております「使用済燃料保管状況について」ということで参考として付けてございますので、後ほどご覧いただければと思います。また、繰り返しになりますけれども、この号機間の輸送、要するに1号機とか6号機とかいろいろありますが、その号機間の輸送などが前提となりますけれども、全1～7号機が通常通り稼働した場合で約3年、6、7号機のみが稼働した場合だと概ね4年程度で、使用済燃料プールが一杯になるという状況でございます。

なお、使用済燃料につきましては六ヶ所の再処理工場にて再処理することを基本としてございます。この再処理能力を上回る使用済燃料につきましては、当社と日本原子力発電が共同で青森県のむつ市に建設中の使用済燃料の中間貯蔵施設、「リサイクル燃料貯蔵センター」

に貯蔵することになっています。この施設につきましては、現在、新規規制基準の適合審査を申請いたしまして、現在審査中になってございます。また、この他にも地盤関係、断層関係の竹内委員、宮崎委員からの質問についての回答も添付してございます。ただ、少し補足をしたいということで、土木・建築担当の武田から少し補足させていただきます。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の武田です。読んでいただければわかるように作成したつもりではあるのですが、ちょっと枚数も多いので、一言添えさせていただきます。

まず竹内委員からご質問いただいた点です。「発電所の近くで地層を確認した場所が間違っているんじゃないか」というご指摘です。審査の過程で資料の表記が間違っているものを訂正して、今、最新でご説明差し上げている部分については、現地でも、間違いのないことを改めて確認しております。その確認した場所について回答に入れてありますので後ほどご覧いただければと思います。

また、宮崎委員からいくつか、たくさんご質問いただいた中で、1点、「表記が間違っているんじゃないか」という部分について1箇所誤記がありました。その点については今後の説明の中できちっと訂正させていただきながら、と思っております。ご指摘ありがとうございます。

それから最後に、パワーポイントの資料として4枚付けています。今までの武田からのご説明、どちらかというとテフラの年代を中心とした説明に偏っていたかな、とちょっと思ったものですから用意したものです。発電所の安全性という観点では敷地に活断層、いわゆる活断層があるのか、ないのか、という点が重要になります。そういった点の考え方であるとか、発電所の敷地の中に活断層がないよ、という評価ができていくということについての補足の説明になりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。また、この点についてもご質問があれば遠慮なく申しつけていただければと思っております。簡単ですが以上です。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。それでは福島の状態につきまして、本社の RC の高橋から説明させていただきます。

◎高橋リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

はい。それでは本社の高橋から、福島第一の廃炉作業の進捗状況についてご説明いたします。お手元の資料、「廃炉汚染水対策の概要」という資料をご覧ください。その資料の 2 ページ目になります。中程に 1～4 号機の原子炉建屋の断面図が載っているページで主なトピックスをご紹介しますと思います。今スクリーンに映っているページになります。

まず、ページ下段の真ん中になります。「3 号機燃料取り出し用カバードーム屋根設置開始」というものでございます。3 号機の原子炉建屋の屋上につきましては、7 月 22 日よりドーム屋根の設置作業に着手しております。そして 7 月 31 日に最初のドーム屋根の本体の一部の設置が完了いたしました。資料には写真が載っていないので、スクリーンに写真を出してもらえますでしょうか。これは、7 月 31 日、ドーム屋根の一部、最初の一部がのったところでございます。そして本日、もう一組のせております。これでドーム状の一組が出来上がったという状況でございます。これを一組といたしまして、計 8 組のドーム屋根が 3 号機の屋上にのるようなかたちになります。3 号機のドーム屋根については以上になります。

次のトピックスでございますが、A4 の資料に戻ってもらいまして、上段左になります。「3 号機原子炉格納容器内部調査結果」でございます。こちらは、7 月 19、21、22 日、3 日間にわたりまして調査を行いまして、燃料デブリの可能性があるという、熔融物が固化した物質の撮影に成功しております。

いつもの資料では写真が小さいので別資料を 1 枚めくったところにご用意しております。「3 号機原子炉格納容器内部調査について（速報まとめ）」といった資料になります。このページ番号、3 ページ。タイトルが「2. 画像取得結果 (CRD ハウジング近傍)」となっているものです。この画像ですけれども原子炉の真下にあたります、ペDESTALといわれる空間から真上方向、原子炉方向をロボットのカメラで見上げた画像が N05 から N09 に載っております。特に N08、CRD ハウジングという用語が出ておりますけれども、これは制御棒を駆動する機械の一部でございます。損傷しているのがわかることも多々あるかと思っております。また N08 の左上、つらら状に固化した熔融物が確認できるかと思っております。

さらにページをめくっていただきまして、5 ページ目。「2. 画像結果 (ペDESTAL内)」と書いてあるものでございます。こちらはペDESTALの底のほうを撮影した画像が 4 点ほど載っております。N016～19、それぞれに熔融物が固化した物質が確認できるかと思っております。今後、これら得られた成果を基に、燃料デブリの特定、及び取り出し方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

最後、資料はないのですが、先般、弊社会長の川村のほうから、トリチウム水の海洋放出に関する発言が報道されました件について一言申し添えさせていただきたいと思っております。

川村の発言ですが、現行の規制基準に照らし、「問題ない」という趣旨のことを申し上げたものでして、弊社としてまた個人として最終的な判断を述べたものではないということを改めて申し上げたいと思っております。最終的な方針決定にあたりましては、規制基準を満たすといった安全面での取り組みのみならず、福島の皆様の安全や復興推進との両立にも十分配慮する必要がある

あると考えております。こうした観点を含めまして、国及び地元の皆様と慎重に検討を進めてまいることとしております。私からの説明は以上となります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして、原子力規制庁さんお願いをいたします。

◎平田 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、皆様こんばんは。規制庁の平田です。

規制庁の資料、表紙が付いております、「地域の会第 170 回定例会資料」というもので説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、前回定例会以降の原子力規制庁の動き。右肩に資料 1 と書いてあります。これで主なトピックスについて説明をいたします。まずあの原子力規制委員会関係ですが、7 月 10 日の第 22 回の臨時会議が行われて、この内容は東京電力ホールディングス株式会社の新しく就任しました経営責任者との意見交換を行っております。

それから本日ですが、一番下 8 月 2 日の第 29 回定例会、これですね、今年度の第 1 回保安検査の実施状況について委員会に報告して了承されております。柏崎刈羽に関しては保安規定違反等の事実は確認されなかったということをご報告しております。

それからその下の 6、7 号炉の審査状況ですが、7 月 6 日、第 484 回新規規制基準適合性に係る審査会合で信頼性向上のための取組結果ということで、見直された審査書類の精査結果について審議を行っております。

引き続き、ちょっと下にいきますと 7 月 13 日、第 486 回審査会合。ここですね、その審査書類の主要な指摘事項への対応について会合で確認をしております。

それから一番下の段、7 月 27、28 日、先週ですが、規制委員会の田中委員長以下で発電所に来て、発電所員の方、それから協力企業の方含めて意見聴取を行いました。これはあの、先ほど設楽所長のほうからお話あった内容と同一でございます。

裏側を見ていただきますと、規制法令通達に係る文書については 7 月 5 日から 25 日にかけてご覧のとおり受領しておりますが、これあのほとんどはですね、人事異動とかそれから経営者が代わったということでのその申請書類の申請者の名前の変更等に該当いたしません。

それから被規制者との面談については 7 月 13 日に過去にあの 2 号機で起こりました原子炉補機冷却水系配管サポート部分の損傷に係る対応について、面談でその後の状況を確認しております。

それから規制事務所としましては、先ほど申し上げました、先週の 27、28 日の規制委員会の委員長による発電所での意見聴取に私が同行しております。

最後に、放射線モニタリング関係ですが、本日付の最新の状況についてここに書いております。有意な変動、それから検出限界を、検出、一定値の検出という事実はございませんでした。

それから、添付資料の 2 についてはですね、規制庁に対しても委員からですね、地質地

盤に関するご質問をいただいております。これに関してはそれぞれの委員のご質問内容、それから規制庁の審査部門のですね、所管部からの回答についてここにまとめてありますので後ほどご覧いただければと思います。

規制庁は以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして資源エネルギー庁さん、お願いをいたします。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁の日野です。よろしくお願いします。

お手元に配布されております、タイトルが「前回定例会以降の主な動き」、右上に「資源エネルギー庁」と記載のある資料をご覧ください。

2 ページ目をご覧ください。本日は、その他事項に記載のある 2 点についてご説明させていただきます。

まず 1 点目です。7 月 28 日に高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する科学的特性マップを公表しております。実際に公表した日本地図は次のページに添付しております。

次のページに新潟県を含む東北、北陸地方の一部を拡大した図が載せてあります。詳しい図の見方に関しては後ほどご説明します。

続きまして 7 ページ目の一番上の前文部分をご覧ください。今回公表した科学的特性マップについて、これによって処分場所を決定するものではありません。下の図をご覧ください。今後の最終処分場所の選定に向けた進め方について表した図が掲載されております。図の一番上の部分が今回のマップ提示を示しております。今回のマップ提示をきっかけに、今後、資源エネルギー庁、それから原子力発電環境整備機構（NUMO）により、全国各地で説明会などを開催。全国・地域の方々との対話を積み重ねていく予定です。資源エネルギー庁としては、この対話の積み重ねにより、まずは最終処分に関する国民の理解を深めていきたいと考えております。その後、国民的理解が広まり、調査を受け入れていただけるような地域が出てくれば、次の段階である法に基づく処分地選定のための詳細な調査に進む予定としております。

続きまして 11 ページをご覧ください。先ほどお示した科学的特性マップの具体的な見方についてご説明します。先ほどご覧いただきました 3 ページ、4 ページの図を見つつ、こちらの 11 ページをご覧ください。科学的特性マップは合計 4 色で塗り分けられております。オレンジ色、シルバー色、グリーン、それからグリーンでも濃い色で示した図になっております。この内、オレンジ色で示した部分は、火山や活断層など、地下深部の長期的安定性等の観点から好ましくない特性があると推定される地域を示しております。

続きましてシルバー色については、油田、ガス田、あるいは、炭田などの鉱物資源があり、将来、これらの鉱物資源を人間が掘削する可能性があることから、好ましくない特性があると推定される地域を示しております。残りの薄いグリーンと濃いグリーンの部分に

については、好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域を示しております。このうち濃いグリーン色で示してある部分は、輸送面でも好ましい地域、具体的には、目安として海岸からの距離が20 km以内である地域を示しております。

次のページをご覧ください。先ほどご説明したマップ上の色分けの要件・基準について、具体的な数的要件・基準などの内容を示しております。

以上が科学的特性マップに関するご説明になります。

2 ページ目にお戻り願います。その他事項の(2)についてご説明致します。昨日、次期エネルギー基本計画に関して検討を開始する旨、公表しております。具体的には、2014年に作成したエネルギー基本計画について策定から3年が経過し、法で定められている検討の時期になっていることから、8月9日に基本政策分科会を開催し議論を開始することを公表しております。併せて、地球温暖化対策計画において2050年までに温室効果ガスの排出を80%削減することを目指すこととしていることから、幅広い意見を集約し、あらゆる選択肢の追求を視野に議論を行っていただくため、新たにエネルギー情勢懇談会を設置することを公表しております。いずれも年度内を目途に一定の成果を出す予定としております。以上が、資源エネルギー庁からのご報告になります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして新潟県さん、お願いをいたします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

お疲れ様です。それでは県から。白抜きの新潟県って右肩に入っております資料に従いまして「前回定例会以降の動き」をご説明させていただきます。

「安全協定に基づく状況確認」ですが、先回の定例会以降2回実施しています。1回はこれ、月例の状況確認で、7月11日に実施しておりますが、記載の3点について確認をしております。1つは7月5日に発生した7号機の海水の漏えい、したトラブルについて漏えい個所の状況と現場状況を確認しています。2つ目が、7号機で原子力規制庁から点検指示があったダクトの点検の進捗状況を確認しています。で、3つ目に、この2月の23日に発生したロッカー室での火災について、再発防止策の実施状況を確認しています。

で、この他に臨時に7月13日、月例の二日後なんですけれども臨時で状況確認をしております。2号機の防火区画貫通部の防火処理の未実施、先ほど説明がありましたけれども、これについて未実施を発見した経緯、それから現場の状況、今後の対応を確認いたしまして、ここに記載の2点について、しております。ひとつは、その点検結果を柏崎市。これ建築住宅課の建築基準法の関係ですので、そちらへの法律上の報告と併せて県にも報告をするということ。それから、防火処理未実施の箇所の速やかな是正と再発防止策の実施、この2点について要請をしております。

それから2番目ですけれども、7月25日に川村、東電の川村会長とそれから小早川社長の着任の挨拶ということで米山知事が面談を県庁で実施しております。

3つ目に原発の周辺環境監視結果の評価に対する意見の募集結果ということで、募集期

間が終わりまして、意見公募を行なっていたわけですがけれども意見の提出はありませんでした。

その他、ここに記載の4点について報道発表をしております。2点についてご紹介をいたします。7月28日に、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する科学的特性マップ公表。今ご説明がありましたけれども、同日に知事がコメントを出しております。こちら4ページなんですけれども、好ましい特性が確認できる可能性が総体的に高い地域というのが本県の一部にもなっているんですけれども、「本県は既に首都圏への電力供給の為、原子力発電所を抱え、一定の社会的責任を果たしており、県としてはこの上最終処分場を受け入れることは、県民感情からしても応じられないと考えております。尚、高レベル放射性廃棄物は現時点で既に存在しておりまして、最終処分は避けて通れない重要な課題であると受け止めており、引き続き国が責任を持って対応していただきたいと考えております。」というコメントを発表しております。もう一つは8月1日、昨日発表させていただきました。5ページに載せてありますけれども、8月8日に、今年初めて、今年度第一回の技術委員会を開催いたします。議題といたしましては、3つの検証を始めますので、それを、事故の原因をお願いする技術委員会の先生方へのご説明。それから東電からの免震重要棟の耐震不足に係る問題についての説明。今後の、福島原発事故原因の検証について議論をしていただくという内容になっております。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして柏崎市さん、お願いをいたします。

◎小黒危機管理監（柏崎市）

柏崎市の小黒でございます。よろしく申し上げます。

柏崎市の資料はございませんが、順に申し上げます。7月の9日、10日と安定ヨウ素剤の事前配布説明会を開催させていただきました。新潟県の医務薬事課と私共、それから刈羽村さんと合同でさせていただいております。主に転入・転居の方々、それから未配布者ということで実施をさせていただいております。

それからあの、安全協定に基づく状況確認でございますが、今ほど説明がありましたように7月11日、それから13日に、新潟県、刈羽村さんと一緒にさせていただきました。

それから新潟県さんの資料の2ページ目にもございますけれども、7月14日、柏崎刈羽原子力防災センターで、ですね、私共、市町村研究会とっておりますけれども、市町村による原子力安全対策に関する研究会という会がありまして、その会と新潟県が主催でサマースクール、この原子力防災に関するサマースクールを、に参加をさせていただきました。

柏崎市からは以上でございます。

◎桑原議長

はい。ありがとうございました。それでは最後に、刈羽村さんお願いをいたします。

◎野口総務課主事（刈羽村）

はい。刈羽村総務課野口と申します。よろしくお願ひいたします。刈羽村におきまして7月9日、10日に、安定ヨウ素剤の配布を実施しております。また7月11日、13日に、安全協

定に基づく状況確認を新潟県さん、柏崎市さんと共に実施しております。以上でございます。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それではですね、前回定例会以降の動きということで東京電力さんから刈羽村さんまでご説明をいただきましたけれども、これからご意見・ご質問を受けたいと思いますので、挙手の上、名前を名乗ってからの発言をお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。宮崎さん。

◎宮崎委員

宮崎です。東京電力、それから規制庁、それから柏崎市、この3カ所に質問したいと思いません。最初に、東京電力に質問します。先ほどあの、ケガ人が出たという話がありました。その一つに、地質調査をしているところでケガ人が出たと。こういうことでした。ケガ人が出たということについては大変。なんていうんですかね。お見舞い申し上げたいんですが、どういう目的を持った地質調査だったのでしょうか、それを教えていただきたいということ。それから、竹内委員の質問に対する回答。回答の3ページの写真。地層が54だというふうになってますよね。露頭54の現況写真だといって示されていますけど、私は西中通、このへんに住んでいまして、この写真、どう見ても長崎の写真ではありません。長崎と呼ばれてる集落ではありません。岩野台団地、まあ集落に入れば土合、というところですよ。どうしてこういう間違いが起こったのかな。あの、論文にはですね、長崎と書いてあるんです。で、前に、前のこの委員だった武本さんがですね、図が小さいのでもっと大きくして住宅地図にこの露頭を示してくれといって示され、しました。その時はここではなかったと思います。まあ、思いますだと曖昧ですが。少なくとも岩野台ではありませんでした。長崎という集落の中に印が付いてました。どうしてこういうことが起こったのか、東京電力にお聞きしたいと思います。以上です。東京電力には以上です。

◎桑原議長

先に、じゃあ東京電力さんお願いいたします。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。発電所の武田からお答えいたします。

まずボーリング調査ですけれども、発電所の中には高台に消防車であるとか、いろいろな安全対策で使用する車両等を置いております。そこでの地震時の安定性といましようか、その地震時にどのような揺れをするかということの評価するために、今、地質の状況をより詳しく調査しようと思ってボーリングの調査を進めているところです。その作業の途中、作業員の方が誤ってロッドを下すという中で、本来ロッドが固定されていると思っていたのだけれども、固定が甘くて指を挟んでしまったというケガを発生させてしまいました。今、再発防止をとって作業をまた進めようとしているところになります。

それからもう1点。ご指摘いただいた露頭番号54と書いたところですが、論文を書いた頃の著者の認識として、その当時の地形図、その縮尺にあった近くの地名を使って説明してきたというのが、その論文の著者が書いた頃の評価になります。その後、東京電力も一緒になって最近の状況を確認しながら、当時ここで確認したという場所を今回お示しさせていた

だきました。地名なり、その説明として、今、ご指摘いただいた名称を使うべきだというあたりについてはちょっと今後検討させてください。ただ、確認した場所、平成2年、3年当時、この辺りで道路工事が行われた時に確認したものと聞いておりますので、その場所についてはここで間違いございません。以上です。

◎桑原議長

宮崎さん、どうぞ。

◎宮崎委員

地質調査の目的がちょっと心配です。何か別の施設を造るんだということであれば、どういう施設を造るために地盤調査をしてるんだかっていうことをもっとはっきり言ってもらいたいと思います。まあそれは質問しませんけど。

2番目のこのところ。間違いないと言われましたので。これ本当に、なんか確認。一方的に主張されちゃうとちょっと困るんで。あの論文、岸さんとか宮。論文の書いた図とですね、この位置、本当にどっかで確認していただきたい。検討するっていうんですが、本当にきちっとしたことをしてもらいたいんですが、こういうのはどこにお願いすりゃいいんですかね。規制庁が仲介に入ってくれるんでしょうか。規制庁さん、お願いします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

それはあの、東京電力の調査ですので東京電力がやるべきものと考えております。規制庁は特にそういう指示は出しません。

◎桑原議長

宮崎さん、どうぞ。

◎宮崎委員

はい。指示ではなくて、私達地元の間が考えても違うところを示されて、はい、わかりましたというわけにいかないんですね。まあ、検討ということですから、まあ、引き続いて、まあこの場ではもうやりませんが。ちょっと後で、東京電力にしっかり確認に出向きたいと思います。

次に規制庁に質問します。今日の報告にもですね、審査状況が報告されてます。適合審査の状況についてということ報告されました。これ見ますと、ほとんどのもの、済になってます。地質地盤から始まって、このフィルタベントのところまでですね。ところが、まあこういうのを見ると「ああもう、再稼働のために審査終わるのかな」という、まあ私にすりゃあ不安で、期待する方にとっては、まあ、これで間もなく合格サインが出るのかということですが、私がちょっとお聞きしたいのは、7月11日の新潟日報にですね、規制委員会が新経営陣を聴取していると。先ほどの説明ではヒアリングっていうのが行われてるっていうんですが、このヒアリング、あるいは規制庁のこの聴取等は、事前審査の、この、どの中身に、中身っていうかどういふ事柄に繋がるんでしょうか。このヒアリング、新基準に基づいてこのヒアリングしてるんじゃないかと思うんですが、この聴取ですね、は、いったい、合格審査とどのような関わりがあるのか。まあ、この質問してるのは私の気持ちの中に期待がありまして、この7月11日の新聞のタイトルに、「東電の運転の資格ない」って書いてあるんです。で、これは規制庁の田中委

員長がそのような意味のことを言ったということですから。資格がないっていう規制庁の委員長が言っているのであれば、不合格が出るんだと期待しているんですが、そういうこの、ことが今、審査され、資格が審査されているっていうふうに受け止めていいんでしょうか。教えていただきたいと思います。

◎桑原議長

それでは規制庁さん、お願いします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の平田です。7月11日の新潟日報の記事はあの、前日の7月10日に臨時会議で東電の新経営陣と規制委員との間の聴取というかたちの結果を受けての記事だと考えております。で、それはですね、まずあの、それだけで合格、不合格を決めるわけではないんですが、委員長も常々申し上げているとおり、東京電力はまあ、事故の当事者として他の電力とは違うぞ、ということをおっしゃって、そういう意味で経営陣がまずあの、どういう意識を持って今後新しい経営にあたるかということをおっしゃって、7月10日の臨時会議で確認したものでございます。それから、それを受けてですね、実はその先週の27、28日に今度は実際に現場に来てですね、柏崎の6、7号機が中心ですけども、現場で働いている方々、東電社員を含めてですね、どういう意識を持っているのかと。それはあの、先週のあの、委員長のぶら下がりの最後の会見でもおっしゃってましたが、まあ、経営陣とはちょっと意識が違って、現場の方々は非常に一所懸命やっているな、という確認はできた、ということをおっしゃってました。もう一方でですね、宮崎さん先ほどおっしゃってたとおり、審査そのものはあの、まあ、進んでおりますけども、いずれもあの、どちらか片方で決まるということではなくてですね、最終的にはまあおそらく、委員長の判断になると思います。先週のその現場での聴取、それから経営者との意見聴取、それにあの、審査書類の出来具合ですね。それを含めてあの総合的に判断するというので。まだですね、そういう意味ではあの、状態としては審査の途中の状態ですので規制委員会、当然、田中委員長としてもそこまでの判断はしていないというのが現状でございます。ただあの、他の電力の場合にはその審査書類だけをもってですね、一応あの、合格、不合格の判断をして、まあそこからおっしゃっているようなその、再稼働に向けての次のステップに進んだということですけども。柏崎に関しては、「そんなに甘いものじゃないぞ」ということは委員長も常々おっしゃってあります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは宮崎さん、時間もありませんので早くお願いできますか。いや、いいです。はい、最後。市のほうに何か質問があるそうなので。

◎宮崎委員

はい、わかりました。じゃあ。次の質問をですね、実はこの運営委員会、ここでの運営委員会にも関わることなんです。19日の運営委員会の中で、必要などだけ言いますと、議論をした中に、「地域の会では技術的な判断はできない」、何が判断できないかということ、刈羽テフラを含む地盤問題ですね。判断できない、判断する場でもない。また判断する、国の規制委員会の審査も中途段階であることから、議題に挙げても議論が中途半端になる可能性がある

とかいって、今後の審査状況を見極めながら対応を協議。今後の審査状況というのはどこの審査。先ほど全部、済んだ、済んだ、となってるんで。どこに記載されているのかな、という私、心配がありましたので、市に、柏崎市に聞きたいというものであります。

どういうことかという、この前の6月市議会で、持田委員だったか、矢部議員だったかが、この地盤問題を市民公開で議論してみたらどうだと市長に聞いたそうですが、市長さんは、それは市としてやるつもりはない、と。だが地域の会が主催してくれるなら、まあやってもらいたい。こういう、市の市長が、この地域の会にこの地盤問題を取り扱うですね。要望してるというんですが、そのところちょっと詳しく教えてください。

◎桑原議長

今の宮崎さんの話は若干その、違うと思うんですが。まあその、市のほうからじゃあ話をしていただけですか。

◎小黒危機管理監（柏崎市）

それではお答えをさせていただきます。正確にお答えできるかどうか、あれなんです。運営委員会には、私が出席をしていたわけではないので、どういう言い方をしたのかがちょっとわかりません。ただ、地域の会で、答えを出すっていうことは、まずその、地盤に関してですね。それは難しいだろうと。判断はできないだろうという趣旨なのではないかなというふうには思っています。それからあの、さっきの6月の定例会議、議会ですね。持田議員さんのほうからそういう質問があったかと思えます。市長のほうでは「市としてやるつもりはない」という。おっしゃったとおりでありますし、それから地域の会で云々ということは、地域の会で、例えばですね、どちらか、まあ一緒にという、討論会というふうなかたちではなくて、地域の会でお呼びをしてですね、もう一度、一方の方々の主張をお聞きするという点に関しては特に市長として、どうこうということではありません。というような向きだったと思えます。

◎桑原議長

ええとですね。今の話なんです、実は私達の三役が交代しましたので、柏崎市長のところも表敬訪問に行ってきました。それは議会の次の日だったんですね。それで今の話もですね、市長から直接お聞きしました。で、柏崎市としては、あのそういうものはやる気はないと。で、ただ、持田委員さんのほうからお話が出たのか、地域の会で云々という話がでたんですが、それは市がやれとか、やらないとかっていうことは言えないんで、それは判断は地域の会に任せるんだっていう趣旨でした。それであの、この前の運営委員会で、その件について、一部やったらどうだというご意見もありましたけども、それは今の研究会が出てる資料、それから規制庁のほうからどういうそれは審査してるのか、そういうものも全くわからない状況で、今そういうものが取り上げる場じゃないだろうという話の運営委員会での説明が、皆さんのところに議事録で行ったということでご理解いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

◎宮崎委員

ありがとうございました。それでですね、まあ。最後は要望なんです。この地域の会はこ

の地盤問題を判断する、とてもできるところではありません。これは私もわかっているんです。ですが、東京電力に一方向的に説明されて、ところが専門、調査、あの研究会、問題研究会ですか、この方はまあ、学術的な方々です。その方が批判してるってことは当然中身がある話で、どういうところにその東電の間違いを指摘してるのか、本当に聞きたいんです。先ほど私も言いましたけど、長崎の地層だと言ってたものがいきなりこういうふうに土合の地層が示されて、これ間違いねえんだといわれたって、こういうの本当に私らの目の前でですね、市民の目の前でこういう。わかるようにしてもらいたいと思うんです。どちらがいい加減なことを言ってるのかっていうのを。判断、私達が判断するっていうんじゃないくて、そのどちらにまあ、真剣なことを訴えているのかね。見る場をつくっていただきたいというんで、この地域の会がぜひ、まあ、討論会っていうんですか、こういう場を設けていただくことを要望していきたいと思えます。以上です。

◎桑原議長

それはあの、ひとつで要望として、委員さんの意見としてお聞きしておきますが。先日のあの、運営委員会でも話も出たんですが、これはあの規制庁のほうで判断が出た段階で、オブザーバーである規制庁のほうからご意見を聞いて、その中で皆さんのいろんな意見を出したりするというので。柏崎市がおっしゃるように我々は、その両方を出席していただいて、この会でやるっていうのは、今現在は考えを持っておりません、ということです。

はい、それでは他の方。町田さん、どうぞ。

◎町田委員

町田です。よろしくお願ひします。東京電力にお聞きしたいんですけど。先ほど配布された資料の中に防火区画の場所を2か所貫通しちゃったというのが見つかったのでモルタルで埋めました、っていうことが紹介されて、写真見るとなんか2か所穴が空いているんですけども。で、なんか新潟県のほうに経緯を説明したっていうことですが、これ、ただ空いてるので塞ぎました、っていう話なんですけど。なんか工事しようと思ってしたんでしょうね、きっと。パイプが1本通ってるから。と、いうことは現場の監督者がおられて、工事を終わったのを確認するってことは塞ぐ、ですよね。それともこれ、途中で中止して、ほっといたのか。その、要は、穴を開けてからそもそも何年経ったのか、なぜわからなかったのか。で、監督者がなぜ、終わった仕事を、終わってないんだったらあれですけど、塞いだんだから終わったでしょうね。なぜ、終わった仕事を、確認、その穴が塞がってないっていうのを確認できなかったのか、っていうのを聞かせていただけますか。

◎桑原議長

では、東京電力さん、お答えをお願いします。

◎水谷建築（第一）GM（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の建築の水谷と申します。こちらですが、今、お話ありましたように、写真で確認できますように、穴が空いて、その中に管が一つ通っていたと。この状況ですが、この裏が階段室になっておりまして、この壁面に水が、浸水してくるような状態になっていたと。それを、雨樋みたいなかたちで水をこの管を使ってこの内側の側溝に流して最終的にファンネルに流す

と、そういうような処理がされていたという状況です。ちょっと正確な資料が発見できなかったんですが、およそ15年近く昔の工事として、たぶん当時の建築の人間がそのような工事をしたことは確かなんですが、当時建築は、ちょっと縦割りの話で恐縮なんですが、総務部門というところにいまして、当時はそういう工事記録もだいたい5年で廃棄してしまうような、そういうサイクルで管理されていたということで、今回、工事の具体的な内容というのが確認できなかったというのが現状でございます。こちらにつきましては建築主事にも確認いただいて、とにかくこの今、建築基準法に抵触している状況を速やかに解消するというので、この穴のところを無収縮モルタルで埋めて、実際この漏水の水を伝えさせるようになっていた管なんですが、漏水のほうは完全に解決して止まっておりますので、この管も撤去いたしまして穴を埋めたというのが今回のこの事象のご報告になります。以上です。

◎桑原議長

あ、関連ですか。関連、じゃあ、高桑さん。

◎高桑委員

すいません。これ15年前。15年ほど前に補修工事をした際に埋め忘れたというふうに報道では発表されていましたが、私はこれの記事を見て、ケーブル敷設の問題も思い出しました。だいたいその、ケーブル敷設は最初からだったんですね。当初から。それだけ長い間ね、なんで見つからなかったのか、と。特に中越沖地震で点検なさったんでしょ。いろいろ、詳しく。その時になぜそれが見つからなかったのか。じゃあ中越沖地震の点検とはなんだったんだと。私は正直、感想ですが、中越沖地震の点検に非常に不信感を持っています。で、その中越沖地震の地震を受けた6、7号機をね、動かしたいとおっしゃっているわけですが、私はその点検の時点で、非常に今、申しましたように不信感を持っております。それはあの、よくよく受け止めていただきたいと。点検、それからその後の今、補修の問題も出ていましたけれども、あまりにもいい加減ではないかというのが私の感想です。以上です。

◎桑原会長

ありがとうございました。それじゃあ、高橋さんどうぞ。

◎高橋委員

あの、高橋です。町田さんのほうから質問がありました、補足なんです。この箇所というのはこの写真で見るとドアの近くで、この貫通部のところに、その右側に電話があるよ、というこの看板みたいなのがありますが、そんな奥まったところで、目に付きにくい場所でなくて、これすごく目に付きやすいっていうか、電話がそこにあるよっていう看板があるくらいですし、ドアがあるんですが、これを気付かなかったってというのが非常にあの、私、東京電力の甘いところかな、と思うんですが。他の号機はどうだったんでしょうか。

◎桑原議長

それでは、東京電力さん、他の号機のことでもちょっと確認を。

◎水谷建築（第一）GM（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。こちら、他の号機につきましても、先ほどプレス文がございましたが、他の号機に同様の状況がないかということを確認するために調査を開始いたします。こちら10月末までを持

ちまして一応全号機を確認いたしまして、そのような状況がないかを確認するという事で計画しております。

◎桑原議長

高橋さん、どうぞ。

◎高橋委員

わかりましたけれども、まあ、そんなに技術がいるとか、難しいっていう仕事じゃないと思うんですが、本当に甘いなっていう気がするんです。それでこの貫通のこの部分だけでなく、やっぱりあの、皆さん一所懸命やってるんだけど、どっかにこういうポカが。壁だけでなくってね。原発全般の中に15年もわからなかったみたいなのがね。あの、まだ他にもありやしないかと、いうふうな気がするんですが。まああの、要望ですけれども。徹底的に他の部分も。これ、人が歩いてる場所ですからね、わかりませんでしたと。で、あの15年も経ってるということですので、きっちりとやっていただきたい。こんなことだと、本当にあの、東京電力がいくら安全に気を使ってます、って言われてもやっぱり、にわかには信じることができない、ということだと思いますので。このことは大きな反省点としてこのようなことが無いようにお願いをしたいと思います。要望です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それではですね、じゃあ吉田さん。じゃあこれで最後にします。

◎吉田委員

今の、あの、このことについてちょっと付随したいと思うんですけれども。今あの、高橋さんのほうで言われたみたいなんです、東京電力がこういうふうな、なんかすごく私達からすると非常にずさんだ、という思いがすごくあるんですよ。それで、東京電力が必ずこういうことがあると、どういうのが原因だか、というふうなことを必ず、あの、話をされますけれども、東京電力の見解として、なぜこのような初歩的なことが見過ごされたかっていうのはどのように考えているのか、ちょっと一言お聞きしたいと思います。

◎桑原議長

それでは東京電力さん、お答え願えますでしょうか。

◎水谷建築（第一）GM（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力でございます。本当におっしゃられるとおりでして、この状況を見ますと非常に単純な状況で、同じ建築技術者としては非常に、皆さんにお示しするのは恥ずかしい状況なんです。この部分に限らず、逆に別の観点から開口が開いていたりする場所もございますので、そういう意味で、ある程度専門的な目を持った人間がしっかり確認して、こういったものを本当は発見しなければいけなかったというところがあると思います。いずれにせよ、どのような意図を持って工事をしたのが、先ほど申しましたようにちょっと昔なので確認できなかったというところでは、あまり推測でものを語るができないんですが、今、ご指摘いただいた点、しっかり踏まえまして、今後もしっかり、こういった状況が無いように、もし、あればそういったものは速やかに是正するといったところをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。以上になります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは、まだご意見あるかもわかりませんが、後のフリーストークのほうでまだ、言い足りない部分はお受けしたいと思います。それではですね、前回定例会以降の動きということはこれで締めさせていただきます、5分ほど休憩に入りたいと思います。今、7時35分ですので、40分過ぎまでちょっと休憩に入ります。

－ 休憩 －

◎桑原議長

それでは、会議を再開します。

今日の議題であります、防災、すなわち広域避難計画につきましては、これまでも何回か議題として取り上げてまいりました。そしてその時々で説明を受けてまいりましたが、我々住民が納得できる広域避難計画はまだまだ時間がかかるという印象を皆さんももっていると思います。それだけに課題や問題点の解決には時間がかかりますし、広域避難計画をまとめ上げるということは大変難しいことではありますが、今日の定例会の議題として取り上げましたのは、いざ原子力災害が発生した時は、この地域、避難計画が住民にとっての行動指針となりますので、私たちにとっても最も身近に関わることでもあります。第8期の委員の中には新任の委員さんもおられますので、繰り返しになりますが、今日の議題とさせていただきます。そしてあの、発電事業者である東京電力ホールディングスさんにはですね、絶対にこの地域避難計画を実行に移させない、という強い信念を持ってこれからも二重三重の安全対策をしっかりとやっていただきたいと願っております。少し前置きが長くなりましたが、これから新潟県、柏崎市、そして刈羽村さんの順に説明をお願いしたいと思います。

それでは、新潟県さん、お願いをいたします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

それでは、県の行動指針といいますか、その避難についての考え方について、説明をさせていただきたいと思います。今日はですね、基本的な事項も含めて現段階での状況説明を、ということでお話がありましたので。既によく御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、基礎的な部分からちょっとシンプルに、なるべくコンパクトにお話ができるように、させていただきます。

資料を3点用意しております。一つが「新潟県の原子力防災の現状」、という横長A4のホチキス止めです。それから、「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」、ツーアップにさせていただいたホチキス止め。それから「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針 策定時の課題」、という3点で説明をさせていただきます。説明はですね、「新潟県の原子力防災の現状」というものでさせていただきます。

開いていただきますと、これが資料目次になっておりますが、これでだいたい防災のご説明をする時のストーリーになるように組み立てたものになっています。

開いていただきまして1ページ目なんですけれども、原子力関係の法令・組織の概要ということで、これ私共のほうで整理をしたものです。原発の安全対策を考える時に、まず一つはそ

の原発の施設・設備、これまあ、オンサイトと言われるものだと思うんですけども。これについてと、それから防災、オフサイト。この両方で原発の安全対策というのができるものというふうに考えております。で、そのオンサイトなんですけれども、オンサイトは今、ご存じのように6、7号機が規制委員会の審査にかかっているわけなんですけれども、これはその法律に基づいて、国が事業者を規制する法律です。この図の左側にありますように、国が事業者を規制する。すみません、この図をちょっと説明させていただきますと、ちょっと色がまだらに印刷されてしまっているんですけども。上の薄紫になっている部分が国の部分です。下の左の小さい黄色い部分が事業者、右の薄水色、これもちょっとまだらになって見にくいんですが、ここが自治体というふうに分けています。オンサイトは国が事業者を規制する。ここには、県の権限というのは一切ありません。自治体の権限というのはありません。一方で防災なんですけれども、原子力の防災については、災害対策基本法という自然災害も規定する法律があります。その他に、この左側にあります、原子力災害対策特別措置法という法律があって、この2つで規定がされているという中身になっています。

この防災については、ここは知事ですか、首長ですね。自治体の長の権限というのが非常にたくさん出てきます。わかりやすいのは住民に対して、そのどういう避難を、どういう時に避難をするか、という指示をする、というのがここに規定されていますので、それは自治体の長の権限となっています。そういう法律のつくりとなっていますので自治体としては国がつくった防災基本計画に適合するように、県であれば、新潟県地域防災計画をつくり、そして市町村はそれに基づいて、市町村地域防災計画をつくるというのが法律の規定です。

この防災計画っていうのは非常にこう、防災の大綱といわれる部分になっていて、詳細な部分は決めていないわけです。その避難の具体的なものっていうのは、その避難計画等で規定、各自自治体がつくるという仕組みになっています。

それで、よく県は避難計画がないというふうに言われるんですが、ちょっと太枠で囲んであります、原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針というのをつくってござりまして、これが県の避難計画に該当するものになります。

県とは、広域自治体としての役割がありますので、福島事故を踏まえまして防災の重点区域というのが広がっています。つまり、それまではこの地域であれば柏崎市と刈羽村だけだったのが、その後はUPZっていう考え方が出てきて、まあ長岡市さんや小千谷市、それから見附市といったところを含む、9の市町村にその区域が広がっています。もっと言えばその範囲に限定されることはなく、やはり放射線監視区域として、県は県内の全域を放射線の監視をする区域というふうに事故以降はしています。

そういったところからしますと、やはり県は広域自治体としてそこを調整する必要がある。元々そういう機能を県は担っているわけですので、そういう観点からこの行動指針をつくって、避難、防護対策が偏りが無いように、どこかが衝突しないように、調整をするという役割を担っています。これが、一応あの、法律等に基づく県の取り組みになります。

もう一つなんですけど、事業者。つまり東京電力と、新潟県、柏崎市、刈羽村は安全協定を結んでいます。これは約束になりますので、例えばこの間ご紹介いたしました、フィルタベント

に関する確認書というのがあります。あれも、そのフィルタベントの設置の事前了解が出てきたことに基づく約束になりますので、元は安全協定に基づいて実施しているものです。これがちょっと大まかではありますけれども、全体の仕組みになります。

次、はぐっていただきまして、2 ページ目なんですけれども。「本県における広域避難対策の取り組みについて」ということで、そのように非常に広域になったということ踏まえ、またその福島事故のようなシビアアクシデントを踏まえて、こういった調整が必要だろうということを、24 年の 8 月に福島事故を踏まえた防災、地域防災計画を改定してるんですけれども、それを基にして、その秋にこのようなワーキングチームをたてて課題に取り組んできています。情報伝達ですとか、それからその避難先の事前のマッチングですとか、避難ルート、スクリーニング、モニタリング、それから受援体制、あの、受け入れ時の避難者対応、安定ヨウ素剤の取扱、それから要援護者の問題、それから物資の調達・配送、といった 10 のテーマで取り組んでいます。この時にはまだ規制委員会の原子力災害対策指針というのができておりませんでしたので、私たちとしては依るものがない中で関係者の関係機関が集まってこういうテーマに取り組んできたということで、今はワーキングチームというよりは行政の組織そのものに落とされて、例えばヨウ素剤ですとか、モニタリング体制ですとか、まあ、実施をしているような状況です。

次、はぐっていただきまして、ここから以降、これまで何回かちょっとご覧いただいた資料も出てくるかと思えますけれども、あの改めて、ちょっと課題というお話もありましたのでご説明をさせていただきます。

このような取り組みの中で 26 年 3 月になるんですけれども、この県の避難計画に該当する「新潟県の広域避難の行動指針」というのをつくっています。これがですね、先ほどご確認いただいたツーアップの資料なんですけれども、これをちょっとご覧いただきますと、左側はこれ表紙なんですけど、右側が裏面になっていまして、前書きを書いています。4 本の見出しでつくっているんですけれども、地域防災計画を改定して、具体的な調整を行うためにこの行動指針を策定したということ。それから、2 つ目に避難等に関しては非常に様々な課題があるということ。3 つ目に、そのような課題はあっても、やはり、いざ原発は停止していても事故の可能性があるので、その時々情報や考え方を共有して事故に備えることが必要だということ。そして、4 つ目に問題・課題が解決されていけばこれはどんどんバージョンアップをしていくということを書いています。それを表したのがこの 3 ページのイメージの図になっています。

じゃあいったいどういう問題があるのか、ということなんですけれども。これはもうご覧いただいていると思います。4 ページ目に示しました例なんですけど、複合災害時、これはこの地域のことをよく言われるんですけれども、やはりあの中越沖地震で具体的にそういったその経験がある、疑似体験がある、ということだと思います。非常にイメージがやっぱり、できる地域だというふうに言われていますが、あの時のことを考えてみてもですね、非常に分かりやすいと思うんですが、原子力災害対策特別措置法という法律とそれから、災害対策基本法という法律と、自然災害と原発が起きた時には両方の法律によって指揮命令が動きます。そうした時に、

これちょっと細かい説明は省くんですけども、両方の本部から指揮命令があるので、最終的に、先ほど市長、村長さんたちが指示ですとか、そういった事をしない、っていうお話をさせていただきましたけども、いったいどうしたらいいの、と。自然災害でこういう状況になっているんだけども、屋内退避してていいんだろうか、というようなところがですね、この2つの法律の指揮命令の中で混乱するのではないか、という問題意識を示したものが4ページです。

で、5ページなんですけれども、これは避難指示ですとか、それから屋内退避指示区域での活動ということで、まあご存じだとは思いますが、原発から概ね5km圏内っていうのはPAZ、即時避難区域といわれていて、原発で一定の事象が起きた時にはすぐに逃げるという区域に指定されています。その他に、その周辺に、UPZといわれる、概ね30km圏の市町村があって、その人たちはその一定の事象が起きた時にはまず「こもる」、ということになっています。

で、その屋内退避指示が出た時に、避難をしなければならない民間の人たちのわけなんですけれども、一方で例えばその複合災害で道路が壊れている時には、それを直していただかなくてはならない。で、それをいったい誰がやったらいいんでしょう、ということですね。そういう意味では法律の改正ですとか、それを保証するような制度が必要なのではないかと、という問題意識を表したものです。

3つ目の例として、6ページなんですけれども、安定ヨウ素剤の配布ということで、PAZ、先ほど申し上げた概ね5km圏内は、これは事前に配布する区域になっていますけれども、UPZは分散配備ということで、先ほどのようにこもっている中で、誰がそれを取りに行ったり、配ったりするんだろうという問題意識で。以上のこの3点の絵については、平成27年の8月に前知事が全国知事会の危機管理防災特別委員会の委員長だった時に、規制委員会の委員長に要請に行った際にもお持ちして説明をさせていただいたものになります。

県としてはずっとこういう問題意識を持っていて、全国知事会の場合などでも、こういうことを意見として言ってきたわけです。

で、7ページをご覧くださいと思うんですが、28年の3月11日に原子力関係閣僚会議というのが開かれて、この時にその知事会としての要望をきちんと受け止めますと。そして、省庁を横断的に解決に向けて動きます。という決定がされております。この左側の四角というのは、概ねその内容になっています。これを受けまして右側の太い矢印に動くんですが、28年の4月25日にその、関係府省会議というのが開かれまして、3つの分科会。一つはその右の上の四角にあります、実働部隊の協力、それから民間事業者の協力、それから拡散計算も含めた情報提供の在り方、ということで省庁横断的にこれを検討していただいたということです。これが7月24日に、これまでの取り組みということで報告書になって、内閣府のホームページにも掲載されています。

こういったことで国も、動いて、今いるところとあったところ。そういった中で、これも何回かご説明をさせていただいていますけれども、県としては3つの検証を始めるということで、まずこの下の3つの取り組み、検証ですけれども、一つは技術委員会でこれまで取り組

んできた事故原因の検証、真ん中に健康と生活への影響、その事故がどういう健康と生活に影響を及ぼしたかという、そういった検証。そして3つ目に、安全な避難方法、ということで、そういった事故ですとかそれから健康と生活への影響も踏まえた安全な避難方法というのはどういうものか、ということを検証していただく、ということになっております。

9 ページ目にはそのロードマップ。ちょっとまだ粗いものですが、また具体化すればそれをお示ししたいと思います、なども示しております、この3つの検証委員会を全体を総括する委員会もまた今後、たてるということになっていきます。

先週、全国知事会が岩手県で開催されました、この際にも米山知事から、まあ、自治体というのはこの防災の当事者である、ということで、まあそういうことをきちんと知事会としても意見していこうということ。あとは財源負担の問題。それから民間事業者の協力などにもまだ課題があるので、そういうことに取り組んでいきたいということ。私達、新潟県としては、検証に取り組むといったことを新聞にも報道がされておりましたけれども、あの、意見をしているところです。

非常に雑駁ですが、こういう仕組みの中で県が避難計画等に取り組んでいるということと、それから今の問題意識がこういうところにある、そして検証を今後実施していく、ということをご説明させていただきました。

以上が私からの説明です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。新潟県への質問・ご意見等はですね、刈羽村までの説明が終わってからにさせていただきたいと思っております。それでは、引き続きまして柏崎市、お願いします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市の防災原子力課の関矢です。よろしく申し上げます。

柏崎市からはA4、2枚のホチキス止め、右上に柏崎市という枠で囲っているものです。それで、「地域の会第170回定例会資料」ということで、これに基づいて説明をさせていただきたいと思っております。今ほど新潟県さんのほうからも、今までの経緯も含めて説明していただいたとおり、柏崎市でも地域防災計画。福島事故以降、2回修正をかけております。それも先ほど新潟県さんの資料の1ページ目にありますように、新潟県さんの地域防災計画との整合性をとっていただかなければならないと。さらに今ほどご説明のあった、行動指針。これが市町村でいう避難計画の、と同様なものということであれば、そことも整合性も図って、我々避難計画を策定しなければいけないと、ということで以前からなかなか進まないというところの原因といいますか、やはりあの一市町村だけでは避難計画、地域防災計画全体がつかれませぬので、広域自治体である新潟県さんの役割、まあ調整の下に関係市町村、関係機関、検討しながら、今現在も進めているということになります。それで資料のほうですが、これはあの、原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画、平成27年の12月、これ1日に修正をかけているものの別紙、今後の課題というところで。広域避難計画につきましては、平成26年の7月29日に初版というものを作成しまして、その時から、新潟

県さんも先ほど、行動指針策定時の課題ということで、課題のほう挙げられてるように、柏崎市としても避難計画策定の際に、まだまだ解決しなければいけない課題がいっぱいあるということで、代表的なものを簡潔に 10 項目、初版の時に付け、12 月 1 日に修正をかけた際には当初から一つ二つ項目が減っているだけなんですけれども、今現在も残されている課題に取り組んでいると。で、すべて説明はいたしません、ポイントだけ説明をさせていただきたいと思います。

1 番の EAL 及び OIL に基づく避難等防護対策の具体化ということで、その内でも 5 つの課題をまあ、挙げておりますが、今現在もフィルタベント、を使つての放射性物質の影響ですとか、避難計画等の整合性ですとか、設備の問題につきましては、平成 25 年 10 月に、県技術委員会の事務局であるところにフィルタベント調査チームというものが設置されて、県、市、村、それと技術委員会の委員さんでもって、現在も課題について検討を実施している状況です。

それと 5 番目が、事業者が設定する EAL の詳細の設定を計画に反映するというので、これは実はもう事業者、防災業務計画の修正の折に、平成 27 年の 3 月には、判断基準に、具体的な規制庁の解説と事業者の解説が記載されて、認識番号と、まあどういう事象なのか、という、もう一覧は策定されているんですが、それをそのまま我々。まあ複写というか転写をしても我々、情報を受ける側として専門用語の山積みなので、だからどうなんだ、といわれた時に困りますので、その事故の進展の関連性ですとか、我々行政、市として理解できるような表記にして、計画に反映するという作業を実施しております。

2 番目の、住民等への情報伝達ということで、柏崎市では当然複合災害も考えまして以前からいろいろな通信手段、伝達手段でもって、まあこの前の水害もそうですし、エリアメールですとか、防災行政無線はもとより、取り組んではおるところなんです、平成 26 年、27 年に IP 無線機というものを導入しまして、31 あるコミュニティセンターに配置をしまして、まあ最近はちょっとやってないんですけども、通信連絡訓練ですとか、そういう取り組みを始めておりますが、はたして複合災害の場合にそれが本当に大丈夫なのかというところは、災害が発生しておりませんので検証はできないんですが、いろいろな手段。さらに確実な情報伝達、そういうものが、どういうふうに地域の人々の理解も得ながら、仕組み、手法をさらに充実させるというところで検討しております。

それと 3 番目の広域避難体制につきましては、あらゆる手段での避難ですとか、避難シミュレーション、あと渋滞を避ける、というようなところもですね、先ほど新潟県さんの資料の 2 ページ目にあります、広域避難対策等のワーキングチーム、10 のワーキングがありますが、その 3 班。避難ルートですとか避難移動手段、これらについては関係市町村、関係機関集まりまして、避難手段についての検討。協議、検討を、に取り組んでいると。あと、避難シミュレーションにつきましては、平成 26 年 8 月に新潟県さんのほうで原子力災害時の避難に関する課題について、ということで避難時間推定のシミュレーションを実施されて、そういうものを参考にしながら避難における課題ですとかをさらに確認しながら、避難に対するまあ、避難対策の検討を、についても今、取り組んでいるという状況に

なります。

それと 4 番目の避難受け入れ自治体との連携につきましても、県のワーキングチーム 7 班において、避難経路所、それと受け入れ市町村での避難所。これらの業務ですとか、役割分担。これがまあ概ねまとまってきておりますが、更なるあの、受け入れ態勢の具体化ということで、我々避難をする避難元と受け入れ側の市町村等で避難所、避難受け入れ計画ですとか、そういう細かなものの協議、検討を進めているという状況ですし、5 番目の要配慮者。避難体制についても県のワーキングの 9 班において検討していると。

で、6 番の緊急モニタリングにつきましても、先般、6 月 21 日に新潟県の緊急時モニタリング計画、これが策定されまして、細かな実施要領を現在作成中ということ。それと緊急時用のモニタリングポスト。UPZ の中に 29 年の末を目途に 126 台設置するというところで、柏崎においては 25 台、一応設置予定でその内 18 台はもう工事済。それと 29 年度、あと 7 か所工事をして、設置するという予定になっております。さらにこれ、そもそもの柏崎刈羽地内には概ね 10 km プラスその後、常設のモニタリングポストがありますので、そういうところで万が一のブルーム。放射性物質を放出による影響があるのかないのかというものを、まあ自動で観測するというところに取り組んでおります。

で、次のページにいきまして、7 番のスクリーニング体制の整備ということで、これも県のワーキングの 4 班、において今、UPZ は OIL の 1、もしくは OIL の 2、でもって避難、まあ一時移転、若しくは避難という措置がとられるんですけども、汚染検査をしなければいけないというところで、それを以前はスクリーニングと行って、大枠で言っていたんですけども、避難待機時検査ということで、どこで行うかというところの候補地をまとめまして、更なる具体を今、検討していくと、いうところになります。

8 番の交通誘導體制と整合。との整合ということで、交通規制のポイント等につきましても、柏崎市としては、柏崎警察署、新潟県警、そういうところと交通規制、誘導について、どのように役割を分担したり、どこで実施すれば効果的なのか、というようなところの協議・検討を進めております。

9 番の安定ヨウ素剤、配布、服用につきましても、PAZ、5 km。即時避難区域につきましても、事前配布にもう取り組んでおりますので、あとまあ、避難準備区域 UPZ。あとまあ PAZ もそうなんですけれども、緊急時配布を行うための、事前の配備、それと具体の配布方法。これらについて、詰めなければいけないということで、これも安定ヨウ素剤、事前配布に関する検討会ということで、県は元より関係市町村、それと薬剤師会さんと医師会さんも含めた中で検討を進めるというところでちょっと停滞しておりますが、そこで検討を進めていくと。

それと 10 番の避難道路の整備ということにつきましても、我々も受け入れ先。県内でのまずは目指すところというところが決まって、柏崎市でも防災ガイドブックの、この緑色の原子力災害編ということで、各町内ごとに、バスであつたらここに集合してくださいと。それ以降、町内会ごとに、どこを目指していただくのか、という具体を示したものをお配りさしていただいておりますので、まあ我々、ここには避難道路とは書いていません。避

難経路ということで、まあその避難道路という位置付けが、まあ道路そのものの耐震性ですとか、まあ橋、そういう部分も含めた中で今後、冬の大雪の時の体制ですとかそういうところも含めて強化を図っていくために、国主導でやっていただきたいということで、国に対して直近では全国の立地市町村の協議会というところがありまして、そこで国との意見交換、要望で、櫻井市長のほうから具体的に要望していただいていると共に、市の単独での国要望。これは7月のもう、先般行われましたけれども、具体的にまた国交省、内閣府の原子力防災担当、そういうところに避難道路の整備、というところを要望を行なっているというところが今の経過であります。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして刈羽村ご説明をお願いします。

◎太田総務課長（刈羽村）

刈羽村役場総務課長の太田でございます。

あの、県や市と同じように時間はいただいているんですが、刈羽村のほうは先ほど県のほうの話もありましたように、防災計画というのは上部団体から来ていて、刈羽村だけ別個なものをつくるというわけには当然いきませんので、その中ですべて作らせてもらっております。

で、26年の10月計画。つくったものについて、及び27年の3月につくったガイドブックについては、この会でご説明させてもらいましたけれども、それ以降、新しくその計画をつくり直すというものはございません。まあそれも刈羽村は、概ね5km圏内、全村ということで。PAZに対する動きのみ、ということになりますので。今、中心になっているのは、そのPAZから外のUPZの動きについて、ですとか、ヨウ素剤の配布の仕方とか、というのは先ほど県のほうで説明があったとおりでございますが、刈羽村においてはPAZ内でヨウ素剤についても既に終わっておりますし、あとはその情報伝達を実際、いざ災害になった時に外の状況、5km圏外の外の状況をどうやって逆に刈羽村のほうで把握するのか、というふうな方法が今、検討中でございますが、如何せん、そこについてはまだ計画を変更するという状況になっておりませんので、ご報告だけ申し上げます。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは、新潟県、柏崎市、刈羽村さんからご説明をいただきましたけれども、ご意見、ご質問ある方。じゃあの、石坂さん、どうぞ。

◎石坂委員

はい。石坂です。ご説明いただきました。まあ、過去にも説明は聞かさせていただいておりますけれども、説明にもあったようにですね、新潟県さんはversion1からなかなか新しいものができていないとかですね、いろいろと苦戦をされているなあということは見て取れたかと思えます。それで、本日のあの、新潟県さんの前回定例会以降の動きの2ページ目にありました、報道資料ということで添付してありました、新潟県市町村による、原子力安全対策に関する研究会、サマースクールを行なったという、あの、原子力災害時の情報伝達と対話についてのグループワークが7月の14日に行われたということで、テレビ

の報道とかもされておりました。これはまあ、避難に至る前ですね、災害が起きてからの事業者から自治体へですね、情報伝達の部分だと思いますけれども。まあテレビの報道ですね、柏崎市の関矢さんが出られて、いろいろ課題があったというようなお話をされておりました。そのあたりをちょっと改めてお聞きをしたいということと、それから、もう1点ですね。これが、これに関連してくるのかどうか、それともまったく独立の部分でもいいんですけれども。

東京電力さんが事業者として、この地域のこの防災、原子力防災に対して、まあ支援を行うというような話を以前、確かご説明をいただいていたと思います。あの、物理的な避難、避難手法というかですね、そういった部分の支援であったりとか、いうことだったかなというふうにも思っていますけれども。なんとなく記憶していますけれども、そのあたりの説明もですね、このへんの情報伝達の部分に絡む部分ももしあれば、いただければと思います。あの、中越沖地震の10年前。あの火災のこと含めてですね、非常にあの当時、正確な情報がやはりいろんなところに発信されなかったというような印象がありますので、そういった事を繰り返さないためにもですね。ただし情報はどういうふうに通じられるのか、そのへんをお聞き、お聞かせいただきたいと。まずあの柏崎市さんからお願いしたいと思います。

◎桑原議長

はい。それでは最初に、柏崎市お願いします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

はい。柏崎市の関矢です。あの、このサマースクールにつきましては毎年、昨年も7月にやりました。それで今回の大きな目的は、今ほど委員さんからもありましたように、いろいろ国、事業者から通報文なり、そういう文書がくると。そういうものが正確に伝わるかどうか。それを受ける市町村が、咀嚼できるのかというところを、まあ流れを一通り、復習してみよう。それと、UPZ内、9つの市町村あるわけですが、避難計画を策定したりしている担当者がもう、代わってきていると。その原子力災害に、を担当する人がほぼほぼ入れ替わっているという状況もありましたので、そのまあ、学習会も含めて今回やってみようということで、新潟県さんと共に、計画をいたしました。やはり通報文。特にあの10条、15条通報の様式はほぼほぼ専門用語で、我々行政が受けて、じゃあどういうふうに通じるのか、というような課題もありますし、どこをどういうふうに通じるのか、というところも今回は、事故想定が決まっていたものに対して、原因はわからないけども通報文をつくるという無理な設定もあったところもあるんですが、まあなかなか、よく飲み込めない。それで次から次へと分刻みでそこら中から通報文、連絡文がくると。これが本当に対応できるのかというところも。事故シナリオがもう、究極。まあ一番厳しい状況ということで当然つくってしますので、もう短い時間の間にどんどんどんどん進展していくところをやったもんですから。まあちょっと参加のした担当者レベル。今回はまして、受け入れ市町村さんの担当者も出席できることはしていただいて、被害を受けている市町村の動き、そこからじゃあ受け入れ市町村側にどういうタイミングでそのような受け入れの要請がきたり、避難準備が動い

てくるのか、というところの理解を深めてもらうために、県内 30 の市町村、全部に声をかけて研修をやっているというところで、まあなかなか。通報連絡そのものだけでも、いろいろ課題が出たというのが実情です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それではあの、東京電力さんですか。はい、それでは東京電力さん、お答え願えますか。

◎中野新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

はい。新潟本部の中野と申します。避難に関するものにつきましては、新潟本部が担当しております。具体的なところにつきましては、まだ今、策定中というところではありますけれども、行政の皆様からご説明のありましたとおり、避難計画自体は各行政の皆様が策定され、実際の避難も主導的に行われるということではありますが、事業者としても避難をされる際に、何をどのようにご支援申し上げられるのかを検討しながら、できることをしっかりやっていきたいと考えております。

具体的には、放射線の管理が必要なところもありますので、そういう区分の中で、放射線を測定するとか、または介護が必要な方々のご避難というところで私共がお手伝いできるのではないかなというように考えております。ただ、具体的なものにつきましては、新潟県さん、柏崎市さん、刈羽村さん始め、いろいろな行政の皆様との調整の下で、私たちがどういう役割を担っていくのかを、これから検討してまいります。実際には実行できるようにしていきたいと考えております。そのための組織も現在つくってございまして、既に初動で避難される方々を支援するような体制が動き出せるように、と今、始動しているところでございます。私からは以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それじゃ、高橋さん。

◎高橋委員

えっと、あの。私も市議員をやった関係で柏崎の避難計画の策定に関しては常任委員会なんかでもいろいろ議論さしていただきましたし、まあいろいろ勉強させていただいたり、余計な口出しもさしていただいたんですが、まあバージョン 1 から始まってバージョン今、2 ですが、県も市も本当に一生懸命やっているのはわかるんですが、本当に実効性あるものができるのかなあという不安がすごくあります。

で、私も一般質問なんかで何十回となく質問をしましたがけれども、やっぱりこの実効性のある避難計画というのはもう土台無理だろうというふうに思います。大雪、あるいは除雪、あるいはあの UPZ、屋内退避している、って言われても、熊本の時は最初きたのが本震だと思ったら、後からきたのがどでかいヤツ。あとからきたのが本震だったなんかいうこともありますから、屋内にいるとかえって危ないみたいな部分もあると思いますし。それから県も市も避難計画は、まあ、本当にあの、よくここまで考えてくれているなあという、思われるくらい一所懸命やっていたということはわかるんですが、複合災害っていうのが非常に弱い。で、この間の 7.16、7 月 16 日から 17 日の新潟日報の真ん中ごろのペー

ジ、右、左、両方のページである、中越沖地震の時のその通行止めの箇所、バッチンがもう、やたらいっぱい出てましたけれども、あの、仮復旧、応急復旧するにもやっぱり一週間、十日かかっていたわけでした。

まあ、あの複合災害でなくとも交通渋滞で、何十時間もかかるというふうに言われてるんですが、そこにあの道も通れない、この道も通れない、という状況があったりすると、まともに避難ができるのかどうなのか、非常にあの。私はできないというふうに思う、断言をしたいと思うんですが。

あの今、規制委員会は審査していますが、この結論っていうのはそんなにあの、1年、2年先ということではないと思うんですが、その審査、合格が出ると、さあ。知事、市、村、県、でどう判断をするか、っていう。それが5年10年先に判断ってことはあり得ないと思うんですが。この、ある程度満足のいける避難計画ができるまで東京電力は待っていられるのか、どうなのか。まあ待ってられないから、事故が起きない、起こさないことを前提にまず動かそう、みたいなことになりはしないかということが非常に心配なんですけど、東京電力さんは、まあ、事故は起こさない、ってことが一番大事だと思いますが、万が一、ということもあるわけですが、その避難計画とそれから運転再開のその整合性といいますが、そういったものはどのようにお考えなのか。あの、市長は避難道路の整備っていうことを盛んに言われてますが、今の8号バイパス、もう30年もかかっているんですよ。で、スムーズにあの、2年や3年で避難道路ができるはずもないですし、そういう意味で事故を起こしたらみんなで被ばくをしなきゃならないというふうな状況なんですけど、東京電力さんはこのことをどういうふうに捉えておられるか。あの、実効性があるものができるまで。実効性、万全なものではできなくても、ある程度のものでできるまで待っていられるのか、それとも会社再建がしたいから、まあ、避難計画は多少、無理な面があるけれども動かそうという判断になるのか、そのへんのところをお聞かせ願いたいと思います。東京電力さん。

◎桑原議長

それでは東京電力さんにお答えしていただきたいってことですね。はい、お答えできますか。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

柏崎刈羽原子力発電所について、動かす、動かさないかということではなく、現在安全対策を実施し、審査を受けているところでございますので、避難計画との関係性について私共からお答えすることは難しい状況でございます。

◎桑原議長

えっと、今のご回答ですけども。高橋さん、それについてはあれですか。

◎高橋委員

短く。あの、今の段階では、というふうに言われましたけれども、これ一番大事なことだと思うんですよ。世界ではこの避難計画が無理だからっていうんで、出来上がってまだ1回も動かさないで、あの、原発を廃炉にした、なんていう例がいくつもあるわけですが。

我々の命を完全に守れるか、守れないか、これがはっきりするまで動かすのか動かさないのかっていうのは、やっぱり答えにくいとは思いますが、聞かなくても結構ですけれども、やはり。これは別の問題だというふうな言い方っていうのは、私は、おかしいと思う。県民、市民の命を軽く見ているなというふうに思います。あの、東京電力さん、今ここで答えると、とんでもないことになるかも知れませんがいいですけども。これは釘を刺しておきます。あの、質問ではありません。

◎桑原議長

はい。それでは、ご意見ということで。それでは。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

別物だというふうに、私から言ったわけではなく、現段階では安全対策というものをしっかり進めていきたいと。さらに審査を受けている状況なので、再稼働の時期、云々ということには言えない、という状況でございます。

◎桑原議長

はい、そういうことで。それじゃ町田さん、どうぞ。

◎町田委員

たびたび。町田です。あの、柏崎市にお聞きしたいんですが。まあ、うちの場所が悪いんだかもしれないんですが、防災無線がよく入らないんですね。自分ちにあるやつが。で、地震の時も僕は車の中に家族して持って入って、情報聞こうと思ったんだけど風が吹いたりなんかすると、ザザザーってなるんですけど。なんかその中継のちょっとアンテナ良くするとか、その。いろんな人、場所があるんで全員がよく入るっていうのは無理だし、有線なんていうのもたぶん無理だろうけど、もうちょっとなんかこの入りやすい大事な時に、あれ聞かなきゃいけないんで、柏崎市のあの防災無線の強化みたいなのはちょっと考えてらっしゃるのかどうか、お聞きしたいんですけども。

◎桑原議長

それでは柏崎市さん、お願いします。

◎小黒危機管理監（柏崎市）

それでは私のほうからお答えをさせていただきます。

あの、現在の防災行政無線はですね、アナログの無線でございます、実は平成34年の12月までしか使えません。したがって、あの新しいものに更新をしていかなきゃならないということで、現在別のものを進めていると。で、具体で申し上げればFM波を使った、コミュニティFM波を使った防災の新しい通信システムを今、進めていると。今年度はその実施設計をやっているところであります。あの新庁舎の完成に合わせて、それらを整備をしたいと思っておりますし、今おっしゃったのはご家庭にある戸別受信機のことだと思いますけども。それは、今度はいろんな地区から沖地震の時にFMピッカラが非常に役に立ったと、非常に情報が入ってよかったというふうなことで、不感の地域もまだあるわけですけども、それらを何とかしてほしいというのがずっと言われ続けてきております。それらも解決をしてですね、各ご家庭には緊急告知ラジオというものを配備をさせていただこう

と、配布をさせていただこうというふうに進めているところであります。今あの、お持ちの戸別受信機、どうしても調子が悪くてことであれば業者さんのほうで点検をさせていただいたり、場合によってはですね、修理ができないってことであれば、入れ替えをするとか、そういったこともできますので、あのご相談いただければと思います。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、須田さんでしたっけ。はい、どうぞ。

◎須田委員

はい、須田でございます。あの、防災計画を立てる上で、私はどうなってるのか分かりませんが。私もあの医療問題懇談会の委員だったんですけど、その時に、委員会でいろいろやったんですが、お医者さんと直接話をしてくれみたいな話もあったりして行った、お伺いしたこともあるんですが、この計画の中に医療センターが、で、私たちが基幹病院として医療センターを頼りにしてるわけですが、それで、ヘリポートも近くにあるわけでもなし、そういう医療従事者との整合性というか、そういうものというのは、ずっと通っていらっしゃるんでしょうか。その、計画が立ててから、医療従事者というか医療の関係の方とお話をされるのか、そこのところを柏崎市さんにお伺いしたいと思います。

◎桑原議長

それでは柏崎市さん、お答え願えますでしょうか。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市の関矢です。防災計画を策定の折には、当然、防災会議委員さんを選任して一応議論してもらおうということがあります。さらに、地域防災計画の中に、例えば医療機関、災害時のDMATの派遣の体制だとか、まあそういうところは当然書き込んでありますので、まああの、そこは地域の拠点病院と打ち合わせというよりは、新潟県内のDMATの派遣の体制ですとか。さらに大きな機関とのやり取りの中で、大枠を決めて、柏崎であれば医療センターが拠点、まあ地域の災害拠点病院という位置づけであると、また災害時には行政と病院等と、まあ医療機関と連携しましょうかという細かな話は、市の福祉関係の部署と防災の部署と医療関係の方と、協議をするということで、事前にまあ。最初から細かな話というよりは、大枠を決めて、個々、細かなところを詰めていくという流れが現状です。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。

◎須田委員

今現在は、まだしてらっしゃらないんですね。大枠を配っただけなんですね。

配ったというか、配ったという言い方、悪いんでしょうけど。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

あの、ちょっとあの、私もその実務の担当ではないので、今ここで明確なお答えできないので、ちょっと持ち帰りまして確認して、また後日返事をさせていただきたいと思います。

◎桑原議長

えー、そのようにお願いしたいと思います。あの、防災計画ですね、今あの時間が過ぎておりますが、フリートークのほうはですね、今日はちょっとかつあげさせていただいて、このまま時間まで防災のほうの、内容にさせていただきたいと思っておりますので、ご質問のある方。じゃあ竹内さん、どうぞ。

◎竹内委員

竹内です。あの多分今日お答えはいただけないと思うんですけども。あの、5km圏内と5kmから30km圏内の病院の入院のベッド数とそれから介護保健施設の入所者数と障がい福祉サービスの入所者数、まあ要援護者の中でも対応が必要な方になると思うんですが、その方の人数とそれに対応する職員の人数を教えてくださいたいので、次回までで結構ですので、あのどちらに聞いたらいいいのかわからないんですが、県がいいのか、市がいいのか、村がいいのかわからないんですが、それをお願いしたいと思います。

で、フリートークがないってということだったんで、ちょっとだけいいですか。あの私、質問に答えていただいたのに、ちょっとお返事がなかった部分があって、すみません。東電には、地質に関する専門の人がいるんでしょうか、っていう質問に答えてもらっていないんですが。そこ、簡単に答えていただければ。すみません、違うこと言って。

◎桑原議長

東京電力さん。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

よろしいでしょうか。発電所の武田と申します。私、学生の頃は土木をやってきました。平成4年に会社に入りまして、最初の仕事が地質調査で、それから地質の専門の人とずっと仕事をしてきていますので、ある意味。学生時代は工学をやってきましたが、会社に入ってからはいった地質の話の話を専門的にやらせてもらっています。もちろん、土木の仕事もやっていますので、そういった範囲でやらせていただいています。

◎竹内委員

ありがとうございます。すみませんでした。

◎桑原議長

それではあの、高桑さんどうぞ。あ、それじゃあ、高桑さん終わってからじゃあ石川さんということで、はい。

◎高桑委員

高桑です。県のほうに質問やらお願いということなのですが、その前に。あの私は、先ほど高橋委員があんなふうにおっしゃいましたけれども、私は原発が再稼働されるには、東京電力の安全対策ももちろんだと思いますが、避難計画ができていないこと、それから自治体が同意すること、この条件が揃わなければ再稼働できないものだというふうに思っておりますし、再稼働するかしないかは、その、ひとつの東京電力とひとつの企業だけではなくて、当然あの避難計画はできていることと、それから地元の同意があるということとは

絶対の条件だと思っております。私が思っていることですが。

で、それから県に質問ですけれども、避難は今、お話、皆さんからいろいろ疑問とか出ているように非常にあの私たちの身近な問題であり、且つ非常に大事な問題です。それであの、検証体制の中に避難委員会をつくられるわけですが、でもだいたいいろいろ大枠は決まっているのかも知れませんが、私はここにぜひ住民をね、委員の中に入れていただきたいと。で、そういうことをお考えになっているのか、それともだめなのか、その可能性についてお聞きしたいと思います。以上です。

◎桑原議長

それでは新潟県さん、お答え願えますか。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

はい。避難委員会ですけれども、今、避難の委員会に入ってください委員については調整をしているところです。直ちに今のご要望にお応えできるかどうかは、ちょっと私、今、ここではお答えできないんですけど、ご意見は参考にさせていただきたいと思います。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、石川さんどうぞ。

◎石川委員

また、安定ヨウ素剤のことになるんですが、UPZ でどうやってあのまあ、事故の時に配布するのかというのは、まあ相変わらず具体的なことが示されていないように思うんですが、とりあえず、柏崎市内の小中学校には配布されていますよね。ですけれども、これがあの、校長室にあるだけで、以前もこの会で申し上げたような気がするんですが、その事故時に一体誰が責任を持って、その指示を出してそれを配るのか。まあ要するにその、置いてあるだけ、としか私には受け取れないんですね。と、いうのも、学校薬剤師の仕事で行きますと、養護の先生にまず、この学校はどこにあるかご存知ですか、という、たいてい知らないんですよ。「そんなもの、置いてあるんですか」という、そういう認識ですね。で、校長先生に聞くと、ああ、あの。まあ要するに原子力防災課の人がきて、この校長室の金庫に入れていきました、っていうそんな感じなんですけども。やはり、事故発生時にその、学校に置いてあるそれが、生徒に使われるのか、そこに避難してきた住民に使われるのか、まあいずれにしても、教務員内に、まあ校長先生がその何となく置いてあるっていうだけの認識では、ちょっとうーん。いかがなものかな、って思います。ですから、こういうことはやはり教育委員会とその原子力防災課ときちっと連携して、その学校側へのね、啓蒙って言いますかね、そういうことを日常的に行っていただきたい、と強く希望します。っていうのは、福島でね、3.11以降、甲状腺がんを発症している人がね、191人という、とても信じられないような数字が出ているわけですよね。それに対してその福島に実際起こっている健康被害についてね、一体この、まあ新潟県なり、柏崎は、真摯に受け止めているんだろうか。そうであればこのヨウ素剤は、配って終わりみたいな状態ではなくて、実際に子どもたちに緊急時にちゃんと配れる体制というのをきちっと考えていただきたいと思います。で、あの安定ヨウ素剤の事前配布に関する検討会というのがある

ということで、ここに載ってますけれども、実際今は開かれていないと思うんですが、そういうものも必要であれば、実際あの、招集していただければあの、これ私、薬剤師会として出てるわけじゃないですけども、医療従事者の会の代表ですから、あのそういうものは積極的に関わっていきたいと思っています。以上です。

◎桑原議長

それじゃああの、要望ということでよろしいでしょうか。他にじゃあ最後に一人だけ。じゃあ、ちょっとじゃあ、山崎さんかな。山崎さんから、あと次に吉田さん、それで終わりにしたいと思いますんで。お願いします。

◎山崎委員

山崎です。今の安定ヨウ素剤について、関連質問をさしていただきたいということでございます。先ほど聞きましたら、5km圏内以内の方については、まあ刈羽村さんは当然そうですけども、柏崎も配布されていると、いうことで。これは間違いないですね。5km圏内については、柏崎は全戸に配布されているということで間違いないですね。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

すいません。安定ヨウ素剤のあの、5km圏の7つのコミュニティエリアにお住いの方には事前配布ということで、これ強制配布ではないので、取りに来ていただくということでお配りする説明会をもう5回行なって。だから「俺いらない」という、思われる方は当然来られていないですし、都合がつかないという方もいらっしゃるしまして、今だいたい、80、柏崎刈羽で5km圏で81.9%の方が、まあ受け取られてるとというのが今の実態です。

◎山崎委員

じゃあ、5km圏内以内の方で、配布されていないとか、そこの家に届いていないという方については、じゃあ私の家はいらないよ、という人が配布されていないんですか。と、いうのは西山地区なんですけども、5km圏内地区の方について配布されているんですが、すぐ隣の地区の集落の方、同じ5kmなんだけども集落が違えば全然されてないという、そういうことがあるということなんですよ。だからそういうことであれば、5km圏内については、全戸に配布するということにしていきたいということでございます。以上です。

◎桑原議長

それは、柏崎市さんはそれはあの5kmというのは円周の5kmでしたっけ。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

今あの、我々あの、PAZ、即時避難区域は概ね5kmということで、5kmが、同心円が掛かっているコミュニティ単位で広げてますので、5km以上に及んでいる。まあ西山ですと具体的に、二田地区と南部地区。それで、今まで事前配布の説明会の案内は当然新たに来た人もそうですけれども、あの今までまだ来られていない方についても開催の前には、開催します、というご案内をして、開催してますので、それでもいろいろな事情で来られない、いらないという方もいるかもしれませんし、都合が合わなくて。それと、その後の。今までですと一番最初の頃は各地区で事前配布。コミュニティですとか、まあ小中学校を

使いながらやって、それ以降が、アルフォーレでもって、やってるので、まあそこまで行く交通機関。高齢の方で、高浜の方でしたか、やっとバスで出てくることができたということで、取りに来ていただいた方もいらっしゃいますので。その我々が計画する日時と、そこまで来る、交通機関の実情で、まあ来られない方もいると思われまますので。我々は開催する度にご案内を差し上げてますし、家庭においてはあの、皆の分をもらいに来るのがふつうなんですけども、若手さん、倅さんの分は、「俺わからんからもらっていがんねえや」ということで、一家の中で一人でもまだお渡しできていない方も含めて開催の日時が決まったら事前にお知らせしているのが現状です。

◎山崎委員

私の言っているのはそういうことじゃなくて、一家の家でも隣の人は地域の人についてはもらっていると、私の地域はもらってないと、同じ 5km 圏内だ、なんですけども、そういう差別というか、そういうのがあるよ、ということなんですよ。

◎桑原議長

あの今の話につきましてはまた、柏崎市さんとですね、実際その 5km 圏内でどういうふうなかたちになっているかというのを確かめていただいて、またご連絡していただけるようなかたちがいいと思います。

それではですね、吉田さん。時間も短いんですが最後に。

◎吉田委員

吉田です。今あの、避難計画ということでちょっと話をしているんですけども、私は、そもそもですね、避難計画が必要なものが近くにあるということが、私はこれほど非人道的なものはないというふうに私は考えています。高浜地区は中越沖地震の時、一時孤立しました。それが 7 月のあの良い天気の時ですら孤立。これが冬、あるいは津波がきたり、地震でどっか崩れたりしたら私たちは逃げる手立てがない。まあヘリコプタが来るっていう話もありましたけれども、それも訓練は実施されませんでした。

福島を事故を私たちは経験しました。それで、いかに原発事故が酷いものであるかということを持って体験したわけですよ。その中で、高浜に住む私たちにすれば再稼働なんかとんでもないと。そういう強い思いがありますし、私は高浜の一応代表で出てますので、そのことだけは、はっきりと主張したいというふうに思ってます。これ、私の意見ですので、はい。

◎桑原議長

ありがとうございました。それではですね、定例の時間も過ぎましたんで、今日の第 170 回の定例会はこれで締めさせていただきたいと思えます。それでは、事務局のほうから連絡事項お願いします。

◎事務局

それでは最後になりますが、事務局のほうから一点連絡をさせていただきます。次回の定例会でございますけども、9 月の 6 日の水曜日、6 時半からになりますが、ここ柏崎原子力広報センターで実施しますのでご理解のうえよろしくお願ひいたします。

それでは以上を持ちまして、地域の会の第170回定例会はこれで終了とさせていただきます。
お帰りの際は、今一度、忘れ物の無きようご確認をお願いします。
皆様どうもお疲れ様でした。

－ 終了 －